

市（町村） 民税課税額の確認方法

利用者負担額（保育料）は、市（町村）民税の所得割額に基づいて決定されます。

市町村民税額を確認できる資料

(1) 会社員・公務員など勤務先で市民税を給与から引かれている方

市民税の決定通知書における市町村 税額控除前所得割額④を確認してください。ご夫婦で課税されている場合、ご夫婦の市町村 税額控除前所得割額④を合算してください。

この金額から調整控除額を控除し、保育料を算定しています。（扶養人数や収入等により調整控除額は変動します。）

税額決定通知書の見方 給与天引きの方に勤務先から配布されます

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)																			
所得	給与収入				主たる給与以外の合算所得区分	給与収入				配偶者所得	配偶者所得				所得控除	所得控除			
	給与所得(所得金額調整控除後)					配偶者所得					所得控除								
	その他の所得計					所得区分					所得控除								
						所得金額①													
課税標準																			
所得	総所得③				山林所得	山林所得				分譲短期譲渡	分譲短期譲渡				分譲長期譲渡	分譲長期譲渡			
	分譲短期譲渡					分譲長期譲渡					分譲長期譲渡								
	株式等の譲渡					株式等の譲渡					株式等の譲渡								
	上場株式等の配当等					上場株式等の配当等					上場株式等の配当等								
課税標準																			
所得	雑損				障害・寡・ひ・勤	障害・寡・ひ・勤				配偶者	配偶者				扶養	扶養			
	医療費					配偶者特別					扶養								
	社会保険料					配偶者特別					扶養								
	小規模企業共済					扶養					扶養								
所得	生命保険料				基礎	基礎				所得控除合計②	所得控除合計②				所得控除	所得控除			
	地震保険料					所得控除合計②					所得控除								
						所得控除合計②					所得控除								
						所得控除合計②					所得控除								
(摘要)																			

市町村														
市町村	税額控除前所得割額④				道府県	税額控除前所得割額④				特別徴収税額⑧	特別徴収税額⑧			
	税額控除額⑤					税額控除額⑤					控除不足額⑨			
	所得割額⑥					所得割額⑥					既充当額⑩			
	均等割額⑦					均等割額⑦					既納付額⑪			
	税額控除前所得割額④					税額控除前所得割額④					差引納付額(⑤-①-③-⑥)			
	税額控除額⑤					税額控除額⑤					変更前税額⑫			
	所得割額⑥					所得割額⑥					増減額(⑧-⑫)			
変更月														

市町村 所得割額⑥の金額は、控除対象ではない税額控除（※下記参照）が含まれているため、保育料の算定基準としません。

※控除対象ではない税額控除

配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）、外国税額控除等

(2) 自営業など個人で市民税を納めている方

「市民税・県民税税額決定（納税）通知書」（個人で納税されている方に市役所市民税課から送付されます。）に記載されている**税額明細欄にある市民税額 所得割額**が算定に用いる金額となります。